

阿南工業高等専門学校将来構想検討委員会規則

(平成20年7月9日)

(規則第7号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校に阿南工業高等専門学校将来構想検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 委員会は、よりよい教育、研究の実現のために組織、運営、施設設備、地域連携等の学校全般に関わる、中長期的な将来構想について校長の諮問に応じ、その諮問に関する事項を調査検討し、校長に答申する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、校長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の中から校長が指名するものとする。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成20年7月9日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成24年10月3日から施行する。

2 この規則の改正後最初の委員の任期は第4条の規定に関わらず、平成25年3月31日までとする。